

■ ひとり親家庭が利用できる手当や助成金等について

2020年12月 現在



名称	概要	条件	申請先	締切	問合せ先	参考情報 (URL)
ひとり親世帯臨時特別給付金 (国)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、子育てと仕事を一人で担うひとり親家庭を支援する為の給付金。 ① 基本給付 (再支給分を含む) 1世帯あたり：50,000円 / 第2子以降ひとりにつき：30,000円 ② 追加給付 1世帯あたり：50,000円	① 支給対象者の条件により、申請要否が異なる。 ② 申請が必要。	お住まいの市区町村	-	「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター 0120-400-903 (平日 9:00~18:00)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html</a>
児童手当 (国)	全ての家庭を対象とした支援策。子供のいる家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子供の健やかな成長を支えることを目的とする手当。 ① 3歳未満：15,000円 (月額) ② 3歳以上 小学校修了前：10,000円 (月額) (第3子以降は15,000円 (月額)) ③ 中学生：10,000円 (月額)	・15歳の誕生日後の最初の3月31日まで。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	<a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouutea/annai.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouutea/annai.html</a>
児童扶養手当 (国)	ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、子どもの福祉増進を目的とする手当。 ① 第1子：全部支給 43,160円 (月額) / 一部支給 43,150円~10,180円 (月額) ② 第2子：全部支給 10,190円 (月額) / 一部支給 10,180円~5,100円 (月額) ③ 第3子以降：全部支給 6,110円 (月額) / 一部支給 6,100円~3,060円 (月額)	・18歳の誕生日後の最初の3月31日まで。 (障害児の場合には20歳未満) ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html</a>
児童育成手当 (東京都のみ)	ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、子どもの福祉増進を目的とする手当。「児童扶養手当」との違いは、同居の扶養義務者の所得制限や養育費の所得算入、年金受給による手当額の併給制限などの有無。 子供ひとりあたり13,500円 (月額) 前後。各市区町村で制限が異なる。	・18歳の誕生日後の最初の3月31日まで。 (障害児の場合には20歳未満) ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	<a href="https://riricon.com/child-development-allowance-income/">https://riricon.com/child-development-allowance-income/</a>
住宅手当/家賃補助 (市区町村)	ひとり親家庭で、家族で居住する為の住宅を借りて家賃を払っている人を対象とする制度。	・市区町村独自の制度である為、お住まいの市区町村で適応されるかどうか、その内容等は確認する必要がある。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	【東京都国立市 (参考)】 <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/hitorioya/1465447643830.html">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/hitorioya/1465447643830.html</a>
ひとり親家族等医療費助成制度 (市区町村)	ひとり親家庭で、世帯の保護者や子供が病院や診療所で診察を受けた際の健康保険自己負担分を居住する市区町村が助成する制度。	・市区町村独自の制度である為、お住まいの市区町村で適応されるかどうか、その内容等は確認する必要がある。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	【東京都国立市 (参考)】 <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/hitorioya/1465447643956.html">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/hitorioya/1465447643956.html</a>
子ども医療費助成 (市区町村)	全ての家庭を対象とした支援策。「ひとり親家族等医療費助成制度」に所得制限等で該当しない家庭も、「子ども医療助成」には該当する場合がある。ただし、保護者に対する医療費助成はない。	・市区町村独自の制度である為、お住まいの市区町村で適応されるかどうか、その内容等は確認する必要がある。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	【東京都国立市 (参考)】 <a href="https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/shussan/1465447645121.html">https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/support1/shussan/1465447645121.html</a>
特別児童扶養手当 (国)	全ての家庭を対象とした支援策。20歳未満で精神または身体に障害を有する子供を監護、養育している家庭に支給される手当。 ① 1級：52,500円 (月額) ② 2級：34,970円 (月額)	・20歳未満。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html</a>
障害児福祉手当 (国)	全ての家庭を対象とした支援策。精神または身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者への手当。 一律 14,880円 (月額)	・20歳未満。 ・所得制限あり。	お住まいの市区町村	-	お住まいの市区町村	<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html</a>
生活保護 (国)	全ての家庭を対象とした支援策。資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。	・援助してくれる身内や親族がない。 ・活用できる資産 (持ち家の売却等) がない。 ・事情があつて働けない。 ・その他活用できる制度 (年金制度等) がない。 ⇒ 世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。	お住まいの地域を所管する福祉事務所	-	お住まいの地域を所管する福祉事務所	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/seikatuho-go/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/seikatuho-go/index.html</a>
遺族基礎年金 (特殊法人)	国民年金の被保険者等であった方が受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた「子供のある配偶者」または「子供」が受け取ることのできる遺族年金。	・遺族年金には「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の納付状況などによって、いずれかまたは両方支給される。 ・遺族年金を受け取るには、亡くなった方の年金の納付状況や遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられている。 ・詳しい計算は年金事務所にて要確認。	お住まいの地域を所管する年金事務所	-	「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 (月曜日 8:30~19:00) (火曜日から金曜日 8:30~17:15) (第2土曜日 9:30~16:00)	<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuzokunenkin/jukyuyoken/20150401-03.html">https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuzokunenkin/jukyuyoken/20150401-03.html</a>
遺族厚生年金 (特殊法人)	厚生年金保険の被保険者等であった方が受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることのできる遺族年金。	・遺族年金を受け取るには、亡くなった方の年金の納付状況や遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などの条件が設けられている。 ・詳しい計算は年金事務所にて要確認。	お住まいの地域を所管する年金事務所	-	「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 (月曜日 8:30~19:00) (火曜日から金曜日 8:30~17:15) (第2土曜日 9:30~16:00)	<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuzokunenkin/jukyuyoken/20150401-03.html">https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuzokunenkin/jukyuyoken/20150401-03.html</a>
寡婦年金 (特殊法人)	死亡の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間 (免除期間を含む) が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受け取ることができる年金。	・詳しい計算は年金事務所にて要確認。	お住まいの地域を所管する年金事務所	-	「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 (月曜日 8:30~19:00) (火曜日から金曜日 8:30~17:15) (第2土曜日 9:30~16:00)	<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/1godo-kuji/20140422-02.html">https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/1godo-kuji/20140422-02.html</a>
死亡一時金 (特殊法人)	死亡の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36ヶ月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなった時に、その方によって生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる年金。 保険料を納めた月数に応じて120,000円~320,000円 (一時金)	・「遺族基礎年金」の支給を受け取る場合は支給されない。 ・「寡婦年金」を受け取る場合、どちらか一方を選択する。 ・権利の効力は、死亡日の翌日から2年となる。 ・詳しい計算は年金事務所にて要確認。	お住まいの地域を所管する年金事務所	-	「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165 (月曜日 8:30~19:00) (火曜日から金曜日 8:30~17:15) (第2土曜日 9:30~16:00)	<a href="https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/1godo-kuji/20140422-01.html">https://www.nenkin.go.jp/service/jukyusonota-kyufu/1godo-kuji/20140422-01.html</a>